

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	9	担当課	健康増進課
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	根拠条項	第50条(第37条) 許認可等の内容 原子爆弾小頭症手当証書の再交付
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (準用) 第五十条 第二十九条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十八条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定は、原子爆弾小頭症手当について準用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第二十九条第二項	前項	第四十八条	
	同項	同条	
第三十一条	第二十九条第一項	第四十八条	
	法第二十四条第一項	法第二十六条第一項	
第三十六条	第三十四条から第三十五条の三まで	第五十条において準用する第三十四条から第三十五条の三まで	
第四十一条の二	法第二十四条第二項	法第二十六条第二項	
	第三十二条から第三十五条の三まで	第五十条において準用する第三十四条から第三十五条の三まで	
(医療特別手当証書の再交付) 第三十七条 医療特別手当受給権者は、医療特別手当証書を破り、汚し、又は失ったときは、医療特別手当証書の再交付を居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に申請することができる。 2 前項の申請は、医療特別手当証書の記号番号を記載した申請書を都道府県知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、破り、又は汚した医療特別手当証書を申請書に添えなければならない。 3 医療特別手当受給権者は、第一項の申請をした後、失った医療特別手当証書を発見したときは、速やかに、これを居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に返納しなければならない。 第三十八条 都道府県知事は、前条の規定により医療特別手当証書の再交付の申請があったときは、新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に交付しなければならない。 2 前項の規定により新たな医療特別手当証書が交付されたときは、従前の医療特別手当証書は、その効力を失うものとする。			